

## 大津家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成26年9月18日（木）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

荒川葉子，井上幸，川神裕，兒玉典子，鷗鷗真知子，菅原健志，野中百合子，福家紀明，柳原弘行

（事務担当者）

山口雅裕，野田裕子，松阪茂，柴田容子，藤達也，堀江恵祐，山田誠，吉川和伸，白崎彰悟，坂田幸二

### 4 議事

#### 新任委員の紹介

事務担当者から，新任の大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

#### 前回委員会での質問，意見に対する回答

事務担当者から，少年事件における教育的措置について，前回委員会における委員からの意見を踏まえた取組について説明した。

#### 意見交換

ア 事務担当者から，成年後見制度の概要，現状と課題を説明した後に，質疑応答を行った。

イ 親族後見人を対象とした模擬「後見事務説明会」を行い，「後見事務説明会」をよりよいものとするためにどのような工夫や改善が考えられるか意見交換を行った。

ウ 後見制度支援信託の活用について意見交換を行った。

アからウに関する発言要旨は，それぞれ別紙のとおり

#### 次回委員会の日程，テーマについて

今回は，平成27年3月11日に開催することとし，テーマは，「裁判所へのアクセスについて」とした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【成年後見制度の概要, 現状と課題】

- 裁判所の説明をお聞きいただいていた感想や質問を伺いたい。
- 全国の件数についての説明であったが, 滋賀県での件数について説明してほしい。
- ▲ 大津家庭裁判所管内での後見制度の利用者数は, 平成25年度末現在で2,246人, 平成25年度に新たに申立てがあったのは, 403件である。
- 全国で申立て件数が増加傾向であるとのことであるが, 滋賀県ではどうなのか, 推移を伺いたい。
- ▲ 大津家庭裁判所本庁の件数であるが, 後見開始の申立数は, 平成23年は252件, 平成24年は258件, 平成25年は358件であり, 平成26年は, ほぼ前年並みの件数で推移している。
- 全国的にも, 滋賀県内でも件数は増加しつつある。見通しとしては, 今後も増加していくことが見込まれる。
- 後見人の不正行為の件数をお聞きしたい。
- ▲ 大津家庭裁判所における後見人の不正件数は, 平成25年度の後見監督立件数875件の内約1%である。全国では, 不正件数は平成25年で662件, 被害額は約48億9千万円となっている。
- 後見人の不正行為があるのはどんな場合か事例を説明されたい。
- ▲ 後見人が本人の財産を自己の生活費で消費するという事案が多いと理解している。
- 後見人への弁護士や司法書士等の活用であるが, 専門職も不正行為があることから, 専門職の活用を拡大していいのか。  
また, 後見制度支援信託制度の利用拡大も進んでいないと思うがどうか。
- ▲ 弁護士会, 司法書士会等の各種団体が不正防止の取組を充実させていると聞いている。  
また, 信託の利用について, 大津家庭裁判所では, 平成26年8月末現在で信託契約が完了したものが13件, 全国では, 平成25年12月末現在で532件の利用がある。  
信託している金額の平均は3,700万円である。
- 専門職後見人の不正は, 親族後見人に比べて圧倒的に少ない。また, 信託の利用が進んでいないと裁判所では考えているが, その理由について事務担当者から説明してほしい。
- ▲ 親族後見人が自身の管理で特に問題を感じておらず, 「不正防止のため」の信託を指示されることに抵抗を感じる事が挙げられる。また, 信託銀行一行に預金をまとめると, ペイオフの対象となること, 親族後見人は地元ゆかりの銀行を利用していることが多いことなどから, 信託銀行の利用に難色を示すことも多い。
- 専門職後見人を依頼するときの費用はどのくらいか。
- ▲ 基本報酬は, 後見人の管理する流動資産に応じて月額2万円から6万円であり, 専門

職後見人と親族後見人で差はない。また、基本報酬以外に、遺産分割協議等がある場合は、それによって得た経済的利益を基準としてさらに報酬があるという取扱いである。

- 信託を利用する際に、専門職後見人に支払う報酬額はいくらか。
- ▲ 約30万円である。
- 不正防止として、後見人に定期監督をしているとのことだが、専門職後見人と親族後見人とは同様の監督方法なのか。また、どういった内容や、頻度で監督をしているのか。
- ▲ 監督の内容としては、現状の本人の財産目録と、本人の1年間の収支報告書を作成し、裁判所へ提出する。この裏付け資料として、預金通帳や、年金収入のある場合は、年金通帳の写しを提出する。提出された書類を、裁判官、書記官が検討し、疑義があれば更に確認を行う。監督の内容に、専門職後見人と親族人後見人で差はない。

監督の頻度については、本人の財産や状況に応じて異なるが、おおよそ1年間に1回程度である。

- その定期監督で不正が発見されることが多いのか。
- ▲ 不正の端緒は、定期監督で判明することが多いと認識している。具体的には、財産が大幅に減少している場合や、預金通帳の記載内容に不明瞭な支出があることで判明する。
- 精神疾患を持つ本人の判断能力の程度を判断することは難しいと思うが、基準があるのか。
- ▲ 申立ての際提出される診断書に記載されている日常的な会話ができるか等の本人の詳しい状況から判断している。診断書から判断能力を有していると思われる場合は、裁判所で医師に鑑定を依頼し、その上で判断している。
- 症状によっては、判断能力を有している時と、判断能力を有していない時がある人がいることから、判断が難しいのではないかと。また、医師によっては判断が違うのではないかと。
- ▲ 精神疾患の内容によっては、判断は非常に難しいと思う。申立て当初の医師の診断書、加えて裁判所による鑑定、家庭裁判所調査官による調査を行った上で本人の判断能力を判断することもある。そのように複数の機会を設けることにより判断している。

#### 【親族後見人に対する後見事務説明会について】

- 模擬体験いただいた説明会の内容について意見を伺いたい。
- まず、パワーポイントで説明しているが、このパワーポイントの画面を配布しているのか。視覚情報は記憶に残らないのでパワーポイントの画面の配布は必要である。  
次に、説明の中で、裁判所のウェブサイトから書類がダウンロードできるとのことだったが、「どこで」という説明がなかった。説明がはやく、記憶に残らない。ダウンロードできるウェブサイトのアドレスを画面に表示した方がいい。  
収支報告書の説明で、この報告書を分割したような画面でパワーポイントを用いて説明している。手元に配布されている書類と画面が違うので混乱が起りやすい。目で画

面を追うことと、職員説明を聞くことが交互に繰り返されると理解が進まない。説明している部分が資料の何ページであるかページ数を言うと混乱が少しおさまると思う。

△ 不正防止との関係で、民事と刑事の責任があるとの説明があったが、過去にこういうことがあって、こういった罰があるという実例で説明した方がいいのではないか。

■ 現在の説明内容で、どのような行為を行うと不正行為となるかを説明会に参加した方が理解できるか伺いたい。

○ 申立てをする方は、抽象的な表現では馴染みにくく、難しいと思う。具体的な表現をしないと理解できないと思う。

説明の中で自己判断によらず、家庭裁判所に相談してほしいということを強調した方がいい。

■ 後見事務に関して質問がある場合は、質問様式を利用して郵送又はファックスしていただくこととしているが、電話で質問も可能と説明することとしてもいいと思うがどうか。

◇ 実際の運用では、質問様式で質問していただくこととしているが、口頭での質問もあると思われるので、実情について事務担当者から説明されたい。

▲ 説明会で、質問様式で質問いただくように説明するようになったのは、ここ数年であり、それ以前に申立てをされた方については、電話等で適宜の方法によっている。

○ 電話での質問が可能であれば、可能である旨を記載した方がいい。また、質問に対していつ回答があるか見当がつかないので、どのくらいで回答できるかの見込みについても記載しておく方がいいのではないか。

▲ 裁判所の見解が明確なものについては、すぐに回答しているが、照会内容によって、例えば支払を予定している金額の相当性の判断を要する場合などは、資料の提出をお願いしないといけない場合もあり、こういった場合には、資料の提出を待っての回答となる。全般的には、おおよそ照会のあったその日か翌日までは回答できるようにしている。

このように事案によるが、後見人にとっては重要なことと思われるので、どのくらいで回答できるかの見込みを記載できるかどうか検討していきたい。

#### 【後見制度支援信託の活用について】

■ 新しく後見が開始するケースについては、後見制度支援信託の活用がスムーズに進んでいるところではあるが、過去に後見人となって問題なく職務を続けてきた方に対しても、今後の財産管理の安全性のために、後見制度支援信託の利用を働きかけているが、難色を示されることが多い。こういった方にも納得して利用いただける説明の仕方等、後見制度支援信託全般について意見を伺いたい。

○ 現金を金融機関等に預けている場合は信託に、というのは分かるが、株式投資や投資信託で利益を上げている場合には、この制度は使いにくいのではないか。後見人がこの制度をどういう理由で辞退しているのかが分かりにくい。

- ▲ 株式投資や投資信託で利益が出ている場合には、解約してまでこの制度を利用しなければならないという取扱いはしていない。
- ◎ 従前から後見人になっている方に対して後見支援信託の利用を促していくのは、難しいと思う。今後新たに後見人になる方に勧めていけばと思う。我々専門職でも、この制度を知らないし、理解していない者もあり、相談があった場合でもこの制度について説明していない場合もある。今後、専門職である我々も勉強していかなければいけないと思っている。
- ▲ 裁判所も今後、専門職の方々にも協力をいただいて、後見支援信託制度の拡張をしていかなければいけないと思っている。